

○特定販売に関して厚生労働省令で定める事項を記載した書類

特定販売を行う際に使用する通信手段	インターネット，電話，郵便等， その他()
特定販売を行う医薬品の区分	第一類医薬品，指定第二類医薬品，第二類医薬品，第三類医薬品 薬局製造販売医薬品
特定販売を行う時間	() : ~ : () : ~ : () : ~ :
特定販売のみを行う時間 (無 ・ 有)	() : ~ : () : ~ : () : ~ :

◇特定販売時の広告等

特定販売時の広告上の 薬局又は店舗の名称	主たるホームページアドレス	主たるホームページの 構成概要※
①		別添①のとおり
②		別添②のとおり
③		別添③のとおり
④		別添④のとおり
⑤		別添⑤のとおり

※ ホームページをプリントアウトして提出してください。

※ ホームページを閲覧するために、パスワード等が必要な場合は記入してください。

◇特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要

〔撮影に使用する設備〕	
デジタルカメラ ・ カメラ付きスマートフォン ・ カメラ付きタブレット端末 ・ カメラ付き携帯電話 その他()	
〔画像送信に使用する設備〕	
パソコン ・ スマートフォン ・ 携帯電話 ・ Wi-Fiルーター その他()	
〔画像送信に使用するメールアドレス〕	〔電話番号〕
@	() -
@	